

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 下水道課 )

1	施設名	矢橋帰帆島公園および苗鹿公園	
2	施設の概要	矢橋帰帆島公園 敷地面積 220,285.50㎡ 苗鹿公園 敷地面積 7,809.75㎡	
		施設内容 (所在地) 矢橋帰帆島公園 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 苗鹿公園 大津市苗鹿三丁目 1 番 1 号 (設置目的) 琵琶湖流域下水道浄化センターの将来用地等を活用し、地域環境対策および地域住民を含めた住民サービスの向上を図るため公園を設置する。 (設置年月) 矢橋帰帆島公園 昭和 58 年 7 月 苗鹿公園 昭和 61 年 6 月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和 3 年 8 月 10 日 ~ 令和 3 年 9 月 24 日
		申請受付期間	令和 3 年 8 月 10 日 ~ 令和 3 年 9 月 24 日
		指定期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日( 5 年間)
		管理業務内容	矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の施設の維持管理、施設の運営および利用管理 等
	管理料参考額	270,454,000 円 (消費税および地方消費税を含む。)	
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		滋賀県草津市矢橋町 593番地の1	ひかりグループ
		東京都北区王子 三丁目19番7号	サンアメニティ・草津造園 協同組合共同事業体
		グループの構成 (グループ申請の場合)	
		特定非営利活動法人ひかりグループ、株式会社光ビルサービス、社会福祉法人よつば会、株式会社なんてん共働サービス、株式会社エフエム滋賀	
		株式会社サンアメニティ、草津造園協同組合、株式会社サンアメニティ大阪	
		合計 2 者	
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会において、各申請者から提出された事業計画書等の審査およびヒアリングを行い、審査基準に定める項目ごとに、審査・採点を行い最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	滋賀県PTA連絡協議会理事 今井 奈美子 公認会計士 津田 穂積 草津市上下水道部上下水道施設課長 森 暁 滋賀県スポーツ推進委員協議会会長 山本 博一 *滋賀大学社会連携センター教授 横山 幸司
		審査基準	別紙参照

審査経過	<p>第1回琵琶湖環境部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年6月29日 (内容) 募集要項および審査基準について審議</p> <p>第2回琵琶湖環境部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年10月13日 (内容) 申請者から提出された事業計画書等の審査、ヒアリングおよび指定管理者の候補者選定</p>																																															
審査結果	<p>指定管理者の候補者</p> <p>ひかりグループ</p>																																															
	<p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="440 618 1439 902"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点40点)</th> <th>選定基準2 (配点140点)</th> <th>選定基準3 (配点100点)</th> <th>選定基準4 (配点120点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひかりグループ</td> <td>32.0</td> <td>117.2</td> <td>67.2</td> <td>87.6</td> <td>304.0</td> </tr> <tr> <td>サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体</td> <td>30.0</td> <td>100.8</td> <td>65.6</td> <td>85.6</td> <td>282.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (400点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="440 1144 1439 1447"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひかりグループ</td> <td>270</td> <td>286</td> <td>280</td> <td>320</td> <td>364</td> <td>1,520</td> <td>304.0</td> </tr> <tr> <td>サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体</td> <td>250</td> <td>258</td> <td>242</td> <td>294</td> <td>366</td> <td>1,410</td> <td>282.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="440 1597 1310 1850"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひかりグループ</td> <td>269,600,000円</td> </tr> <tr> <td>サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体</td> <td>267,482,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点140点)	選定基準3 (配点100点)	選定基準4 (配点120点)	合計	ひかりグループ	32.0	117.2	67.2	87.6	304.0	サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体	30.0	100.8	65.6	85.6	282.0	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	ひかりグループ	270	286	280	320	364	1,520	304.0	サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体	250	258	242	294	366	1,410	282.0	申請者	提示額	ひかりグループ	269,600,000円	サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体
申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点140点)	選定基準3 (配点100点)	選定基準4 (配点120点)	合計																																											
ひかりグループ	32.0	117.2	67.2	87.6	304.0																																											
サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体	30.0	100.8	65.6	85.6	282.0																																											
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																									
ひかりグループ	270	286	280	320	364	1,520	304.0																																									
サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体	250	258	242	294	366	1,410	282.0																																									
申請者	提示額																																															
ひかりグループ	269,600,000円																																															
サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体	267,482,000円																																															

**【選定理由】**

公園の特性と課題を理解している点、自主事業が施設の効用を最大限に発揮させる観点から工夫されている点ならびに利用者が安全かつ快適に利用できるような維持管理方法が示されている等の点で優れた評価を受けたため。

**【指定管理者選定委員会の概要】**

(選定委員会での主な意見)

- ひかりグループは、公園の特性と課題を理解しており、提案内容に具体性があった。ひかりグループには、これまでの10年間の実績を踏まえ、課題を明確にして、解決するための新しい方策を考え、取り組むよう期待する。
- サンアメニティ・草津造園協同組合共同事業体は、SNSでの発信やネット予約といった新しい提案をしていたが、収支計画の実現性に懸念があった。また、提案の中には現場の実情にそぐわないものもあった。

上記の結果、ひかりグループを指定管理者の候補者として選定した。

別紙《矢橋帛帆島公園および苗鹿公園審査の基準》

選定基準 (条例第16条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計	計		
1 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか	・事業計画書(基本方針)等	10	40	40		
		・事業等の内容に偏りがいないか		10				
		・障害者、高齢者、子供の公園利用への配慮はなされているか		20				
2 事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・公園の特性と課題を理解しているか	・事業計画書(事業等の実施計画)等	20	20	140		
		・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか		20				
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策(広報計画など管理運営目標の達成に向けた取り組み)は適切か	・事業計画書(事業等の実施計画)等	20	20			
		・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果		・サービス向上のための取組内容は適切か			・事業計画書(基本方針等、事業等の実施計画、収支計画等)	20
				・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか				20
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・自主事業は、施設の設置目的に合致しており、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かした提案となっているか。	・事業計画書(事業の実施計画)等	10	50			
		・利用者への対応は適切か(利用料金の設定、要望把握・処理、苦情処理)		10				
		・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか		・収支計画書等			10	
		・利用者が安全かつ快適に利用できるような維持管理方法が示されているか					30	
		・保守点検、清掃などの方法および施設の修繕の考え方は適切か					10	
3 事業計画の内容が公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	・事業計画書(事業の実施計画)、収支計画書等	10	100			
		・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか		30				
		・良好な公園管理の観点から、必要な経費を見積もっているか		40				
		・管理運営経費の効果が発揮できる提案となっているか。		30				
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・管理運営経費の縮減は実現可能な設定となっているか。	・事業計画書(事業の実施計画)、収支計画書、会社概要、会社定款、財務諸表等	10	40			
		・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか		20				
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・収支計画に実現性はあるか	・事業計画書(管理運営体制)、会社概要、会社定款等	20	30			
		・職員体制は十分か		10				
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・人材の確保の方策、指導育成、研修体制は十分か	・会社概要、会社定款、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等	20	20			
		・団体の財務状況は健全か		20				
	・類似施設の運営実績	・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	・事業計画書(その他)、会社概要、会社定款等	10	10			
	・類似施設を運営した実績はあるか	10						
	・その他適切な運営を行うための能力	・防災、防犯その他緊急時の体制は適切か	・事業計画書(その他)等	10	20			
		・個人情報保護に関する情報管理体制は適正か		10				
・地元への配慮に関する考え方は適切か								
	・環境への配慮がなされているか			20				
				400	400	400		

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。  
 ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者  
 イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者  
 ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者  
 なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。